

を相手にして居つては駄目である事に醒めた、彼等は強盗したり財産の横領をしたり、姦通したりする者や、小作争議や、労働争議に對して厭迫（法律上正當ならんも）を加へる所であつて、決して哲理を主張して國家の病根を治す可き場所柄ではなかつた、僕が今時こんな事件を検事局へ持ち出す事は、あまりに司法權の獨立を信じすぎた僕もちまたの愚直であり、迂愚であつた事を悟つた。

× × × × × × ×

九月十二日、僕は検事局の受付に立つた。

起訴シタリと書かれた検事の書面と、
公訴ノ提起ナシと書かれた判事の書面と、

書記曰、「さうも之は不思議ですねー、一寸まつて下下さい、あそこに後藤檢事が居られま

すから尋ねて来ます」と云つて受付の書記は二つの書面を以て後藤檢事の前へ行つて、何か一言二言いふと、後藤檢事は腕ぐみをしてゐながらその書面を見やうともせず「フーン

であつた

例の三十五萬圓か、檢事局の手を離れてゐると云つて置け」と、その後藤檢事の言葉は受付に立つてゐる僕にまでよく聞わかるのである。

「フーン三十五萬圓か？」後藤檢事はやうして、それを知つてゐるのであるか？、判事は公訴の提起なしとの理由で却下したのではないか、馬鹿な芝居をするな、樂屋の裏まで見

わすいてゐるぞ、僕はかう獨りごとをいふのであつた。

「フーン三十五萬圓か？」と呼ばれた後藤檢事のお言葉は尙我耳朶にこびりついてゐる、書記は檢事にベコリと頭をさげて受付の所にやつて來て「起訴は確にしてあります、既に

この事件は檢事局の手を離れて居ります、公訴の提起なしといふは何れ裁判所の間違です

から裁判所へ行つて尋ねて下さい」

余は裁判所の書記室へ這入つた、余は

檢事の起訴したりといふ書面と、

判事の公訴の提起なしといふ書面を、

書記に提出してその回答を求めるのでありました。

書記「さうも不思議ですなー、こんな間違はある筈がないのですがねー」と三名の書記は

その相容れざる二通の書簡を覗き入つてゐる、すると傍にゐた給仕が「あ、この毎日の事

件ですか、これは先日畠式になりましたよ」

一六〇

僕は書記に向つて、

「検事は起訴したりと言ひ、判事は公訴の提起なしと云つて僕を欺してをして、こつそり

畠式にするとはけしからんではありますか」…………欺したと言た僕の言葉が

「當裁判所として欺すといふやうな事は絶対にありません」といふ。

「さうだ／＼そんな事が絶対にあつてはならぬ、僕もそれを聞いて安心だ」と答へる。

「然し、欺したのではないけれど共、客観的にみてだました形になつてゐる、即ち僕は大變

不公平な裁判を受けた形になるね！」と僕は書記に向つて詰る。

書記「決してだましたのではありません事務上の間違でありました

僕「無論さうで御座いましよう事務上の間違でありましたやう」

書記「た形になつてゐるといふのだ」

書記「そういうわれて仕方がありませんが、當裁判所としては絶対公平無私であります

僕「それは公平無私でなければならぬ、僕もそれを聞いて安心だ、所が事實に於いて僕は不公平な裁判を受けてゐる形になつてゐるのだ、裁判所が審理の結果却下せられ

るものでありますならば、私は満足いたします、然し検事の公訴がないといふ理由で却下せられるとは不肖は遺憾にたぬ、裁判所が公平無私な所であるとすれば、裁判所が事務上の間違ひから僕に不公平な裁判を與わたとすれば、裁判所は僕に與ねた不公平を除く可き責任ありや否や？」

書記「どうもその不公平を除くと云つた所で、貴殿の方から再審の手續をしてもらふより他に方法はありません」

僕「再審そんな面倒くさい事ですか、まあ君この事件の性質を聞ひてくれ給は、僕が二月二十七日に告訴状を提起したるに對し、七月三十一日まで地方裁判所検事局が審理を續けて、その場所の検事局に移送し、區の検事局は直に起訴したりとの通知を余に發したる故に、余が附帯私訴を提起したれば裁判所は、公訴の提起なしとの理由で却下するではありますか、僕は検事局にその理由を質すと、君おかしいではないか、検事が「форм三十五萬圓か」と検事は云つてゐるではありますか、僕はその検事の言葉を聞いた時には、實に幅吐を催ほしましたよ、検事が二百日間も頭を悩した問題を、判事は一時間の判断で畠式にするとは、裁判所も勝手なものですね！」

三人の書記はニコ／＼笑つてゐる。

僕「それでは一寸寺嶋判事殿に會見致したう御座います」

書記「寺嶋判事は民事部へ轉任になりました」

僕「そうですか、いろいろ御面倒をかけました。では失禮致します」

むし暑い大阪控訴院の廊下は、ヘンな目つきの連中が埋まつてゐる、日々何十件といふやくざな利己主義一天張の連中相手の、判事檢事諸氏もなか／＼並大抵の努力ではないと、そぞろ敬意を表せざるを得なかつた、いやこんな裁判を持ち出して判檢事を困らすとは僕も罪な男だと思つた、司法權の獨立といふもやつぱりそれは相對性だなと思つた。

X

X

X

X

X

X

X

僕は歸へりに大阪毎日新聞社を訪れた。

大阪のある堂々たる社屋の前に立つた時に、僕は噴怒の情一時に胸にせまりてワツト聲をあげて泣いた、往來わ電車と自働車の轟々たる響に僕の泣き聲は人々の耳には入らなかつたであろう、僕は涙を拭ひて大毎の社前を二三回往復して、涙にうるほした顔の形をなしてから大毎本社の應接に現はれるのであつた。

大毎側は編輯署名人の荒木利一郎君と社長秘書の立半靜雄君の兩君であつた。
僕は兩君に向つて曰、

「大毎と係争する事茲に八ヶ月、さぞかし君たちは憎む可き青年藤本の奴と思つたか、それとも愛すべき青年藤本と思つたか？」

兩君沈黙して返事なし。

僕は言葉を續けた。

「御両君、僕は君達に對して、附帶私訴三十五萬圓を提起したのだ、所が君達は幸だ、裁判所の事務上の間違ひから、僕の提起した附帶私訴は審理なしに却下せられた、まあみたまゝ、この通りだ、檢事は起訴したといつてゐるに對し、判事は起訴なしと云つてゐるのだ、恐ろしい事務上の間違で君達はもつけの幸をしたよ」

荒木「附帶私訴を提起せられたそうですが」と荒木君は憎らしげな嘲笑的態度を僕に示すのであつた。

僕「だが荒木君、僕はもう裁判所へ訴えるといふ事はやめたよ、僕は大毎と東日を踏臺として加藤内閣倒壊を法廷に於いて圖らうとしたけれど共、やはり司法權の獨立といつても、それは江木法相のニラミでそちらにでもころぶ獨立であつた。

内閣を法廷に於いて倒壊し、君達に對して私訴三十五萬圓の判決を與ねて、國法をなみする奴原に眞に國法の有難味をつくづく教へてやろうと思つて、撲は此の訴訟を起したのだ、けれ共、彼等はみんな腰抜け野郎であつた、お蔭で君等は三十五萬圓助かつたわけだ、やつぱり法律は有難くななければ共、人は有難いね——ハハハ、——どうだ撲の訴訟を君たちは何んと思つてゐるか？憎む可き、藤本と思ふか、それとも愛す可き藤本と思ふか』

荒木『君の精神はよく判りました、實に愛す可き有爲の青年だ、實に國家有用の人材だ』

僕「その言を聞いて僕は満足だ、さうだ御両君、僕は國家の爲に盡さむとして君を訴ね、裁判所の間違によつて豫期の成果を修められなかつた事は、僕として遺憾であるが、君の今の一言に依つて満足する、たゞ一つ僕には憂ひの涙のつきせぬものがある、それは僕の妻がながらく病床にうごめいてゐるのだと、醫師からも既に絶望を宣告せられてゐる。

撲が國事の爲に東奔西走して病床の妻にも重ね重ねの心配をかけてゐる、熱と咳嗽略痰に苦しめられ、やせ衰えた青白い身体を病床に横にた愚妻をみた時に……（撲は立半荒木両君の前をも憚からず嗚咽するのであつた）

君を訴ねた、撲を愛すき青年と思つてくれるならば、撲の妻は今悲しき篤き病の床に臥してゐるのだ、さうか僕の妻を慰めてくれないか、病中に於いて人と争ふ事は氣の弱い者だ、然し僕は國家の名に於いて彼を慰めてゐた』

立半『貴殿の御趣意はよく了承致しました。然し金錢は幾何ですか？』

僕「若し僕に金額を提示せよと仰せられるならば、それは三十四万八千十五圓である、然し君が誠意をもて、撲の妻を慰めてくれる金であるならば、それは草花の一輪でも結構だ、撲はそれを以て病床の妻を慰めるのだ』

荒木『今日は非常によい日です、重役が全部揃つてゐられるから話は都合がよからうと思ふ、しばらく待つて下ささい、今から話をして來ます、然し金額の所は幾何になるかは當方に一任してもらわなければなりません』と云つて御両君は應接室を去つてゆくのであつた。

× × × × ×
隨分ながらく待たされた、二時間餘も僕は應接室にひとり淋びしく涙ぐむのであつた、やがて兩君は應接室にやつて來た。

「誠にながらくお待たせを致しました、重役諸氏も非常に奥様の御病氣を氣毒に思われまして茲に僅少ではあります、金壹百圓、お見舞のしるじとして贈呈を致します」

とてお見舞と書いて包に水引をかけ、下には大阪毎日新聞社と書いてある。

僕「有難たう御座います、誠意のこもつた壹百圓、それは將に三十五万円と私は思ひます」

「内の重役はなか／＼よく事の判つた人であろう」と荒木君はいふ。

立半「はなはだ失禮ですが受取証を書いてもらひたい」といはば、荒木君が傍から受取証

なんか不必要的だけれ共、之もわたりものだといふ。

僕「よろしいとも／＼三十五万円の受取りだ、では三十五万円と書きましようか?」と

云へば、
雨君は傍から聲を揃にて、

「いや／＼百円でよい」

僕「そうか、それでは百円と書かう」

立半「誠に失禮ですが別條はないのですけれど共、受取と序に貴社に對しては今後民事上の訴訟はせぬといふ事並に一切毎日新聞社に對しては、苦情は申さぬといふ事を書き

入れてもらひたい」

僕「よろしいとも／＼」僕は立半君のいふがま、それをかくのであつた』

「尻のトロイ奴だ、天下を論するには物足らぬ、百圓で己の口を塞がうとする氣なんか、思はば天下の毎日ともあろう者が、その心根がいじらしい、いやもう世の中のあさましい事」と僕は思つたけれど共それは顔色にも見せなかつた。

立半君は百圓を私に渡してから改めて私に申されけるは、

『君を暗殺犯人と報道した事は誠に相濟ぬ次第であつた、君は平素からあんな立派な御精神でありましたのですか、若しもさうであつたのならば、私(立半)は直接筆をして君の爲に辨明書を書きます、之は決して恥づ可き行爲でなく、新聞社としては當然讀者に對する責任である』

僕「有難たう、私は貴殿のお言葉を拜聴して心から歡喜します、それでこそ眞實なる大新聞紙の襟度であります。」

立半君、暗殺といふ言葉のあるのは心外である、我國に暗殺などない筈である云々は決して／＼新聞記者の揚足をひらつたのではない、若しも揚足ひらひの爲には辨明書も登載出来ますまい』と云へば立半君我聲に應じて「そうです」

「然し、立半君決してそれは揚足取りではありません、私の眞實の思想です、暗殺が我國にないといふ僕の眞實の思想を立證する爲に、拙著眞日本主義の三十四頁をお読み下さ、い、因に眞日本主義の出版は大正十三年八月五日であります、私の事件は全年十二月であります、まあ之をお読み下さ、い」

「一舉手一足投にも國家に對する愛憎の感を抱かしめ、責任を以て國家に奉仕せなければならぬ、畢竟國家より附與せられた、教育の權利によりて、國家に對して奉仕の義務を盡せよと主張するのである、故に自己を無視して國家の爲に盡すといふ愚舉をする者はなくなるであろう、例へていふならば、如何に國家を愛するの念しさかんなりとするも、國法を重じ一舉手一足投が愛國の眞理に合致するものでなければならぬ、國を愛すればとて感情の激する所、總理大臣に爆弾を投げたり、議會に蛇を投げたり、社會主義者を暗殺したりする事はよし國を愛するの餘りなす事なるべけんも、國法を無視する事は國家を無視し又自己をも無視する事である、故に國法を無視し、自我を没却して國家の爲に盡すといふはいはれなき事である。國法は吾人の生命たるが故に、國法を重じて、己を捨てる事は、畢竟己に生くる事

である、此の奥義は大いなり、永遠に生きんとすれば憲法の中に己が生命の在處を探求せよ、大楠公が湊川に自己を捨てたるは、實に彼は湊川で生命をかち得たのである」下畧

「さうです、私の思想はかくの如しです、誰か我に當り得る者がありますか、内閣も破れました。

警視廳や檢事局も僕の前では頭があがりません。

大新聞も大敗北致しました。

立半君、ねがわくば君は良心の命する所に従つて、僕の爲に辯明書を登載してくれたまゝ、かくする事こそ新聞紙の使命を完ふするものとして、又御紙壹百萬讀者に向つて忠實なる所以であります」

立半君答へて曰、

「よろしい、必君の辯明書は掲載いたしませう」

僕「有難どう、僕の訴訟の目的はこれにて完全に達せられました、御社から戴いた、壹百圓も亦これ國家の爲に戴いたのである、愚妻もさぞかし感激の涙にむせぶ事で御座いましよう。」

立半「そうです」

僕「國家の名に於いて感謝致します」僕は手を出して立半君の握手を求めた。

「國家の爲だ、正義の爲に我等の力のある限り」

×

×

×

×

×

×

×

×

第拾章 警視廳と検事局

松本首相秘書官が新聞記者に言明する所によれば、

「犯人は數日前に首相に脅迫状を送つた事がある、僕もそれをみたしかしタイシタ問題ではないと思ふし、あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから僕は警視廳に抗議を申込に來たのだ」云々。

「あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから僕は警視廳に抗議を申込に來たのだ」とは、なんたる奇怪千萬な言葉ではないか「あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬ」警視廳は流言蜚語の出所であるか、流言蜚語の罪は隨分重いと心得

てゐる、釐敷の下帝都三百萬人の治安の維持を以て任する警視廳が流言蜚語の出所とは心得ぬ、綱紀肅正を表看板にし暴力取締を勵行する加藤内閣將して國民に對して面白ありといひ得るか、警視廳が流言蜚語の出所とは心得なかつた。

「あまりいひふらすと爲にならぬ」とは何人の爲にならぬのか、若しも國家社會の爲にならぬ事を警視廳がいひふらしたとすれば、それこそ大問題だ、余はそれを形容ある言葉をだにしらぬ、輕佻詭激は警視廳の代名詞か、若しも國家社會の爲にならぬ事をいひふらす警視廳でありとすれば、將に世を紊す元兇であるとせなければならぬ、もし然りとすれば、警視廳の一万有餘の廳員諸子はあげて知行泥棒ではないか、然しそんな事はない、そんな事があつてはたまらぬ。

しかば首相秘書官松本忠雄氏の言明せられたる

「あまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬ」とは果して如何なる意味か、若しも警視廳が國家社會の爲にならぬ事をいはぬとすれば、何人の爲にならぬ事を云つたのであろうか?、そうだ警視廳は決して世の中の爲にならぬ事を云はぬであろう、しかば「このあまりいひふらすと爲にならぬ」とは何んの爲にならぬのか、それは申すまでもなく、

「加藤内閣の爲に」ならなかつたのであろう。

「僕は今日警視廳に抗議を申込に來たのだ」といふ抗議とは何んの態ぞ、正しく首相秘書官は一刑事問題に週章狼狽して「警視廳に抗議を申込に來た」のであろう、その態の悪い事今眼前に髣髴たるではないか。

警視廳は正しい事を云つてゐたに相違ない、然しながらその正しい事は、加藤内閣の爲に忠勤をぬきんじたのであろう。

論より證據、撲を暗殺犯人といひふらしたり、精神病者といひふらしたではないか、そもそも此の事件は新聞社の知ろう筈がないのである、又警視廳もしらない、たゞ獨り知つてゐるは首相閣下その人のみである、余輩の事件をして、暗殺犯人といひ、精神病者と發表したるは、首相側近の馬鹿野郎の仕事である。

正しき警視廳を正しからざるものと發表せしは、

「あまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから、僕は今日警視廳に抗議を申込に來た」正しく、蛙は口からの通りである。

警視廳に質す、郷等に爲にならぬ事をいひふらしたまひしか？、そんな爲にならぬ事

をいひふらし給ひし事なぞは絶対にありますまい、要するに郷等は加藤内閣の爲に濡着を着てひたすら忠勤をぬきんじられてゐるのでありましよう、悲しい哉、國家の爲の警視廳にあらずして、一個大臣の爲の警視廳たるを如何せん、答辯あらばきかまほし。

×

×

×

×

×

×

×

×

×

余の提起せし、大阪毎日新聞告訴事件も審理し給ひし、判事檢事諸子の苦衷を諒察す
大阪地方裁判所檢事局殿。

大坂區裁判所殿。
郷等は余が提起せし告訴事件に基き、大毎の如きは根こそぎ膺懲して國家風教の爲に盡したいお考であつたであろうと思ひます、和解をせよく、なぞ申されて不肖芳太郎如き者に向つて「あまり高い雲の上のやうな事を言つてもらつては下の方な者には見えぬ」などと赤恥曝らされたやうな事は、さぞかし無念骨髓に徹したであろうと思ひます、又は事務上の間違かは知らないが。

檢事殿は起訴したりと仰せられ、

判事殿は起訴なしと仰せられて、
後藤檢事は書記に向つて「フーン三十五萬圓か」と仰せられた事は確に耳にしました
、ほ、おかしいですよ、然し私は卿等に御同情申しあげます、卿等は帝國の檢事であり、判事であります、おそらく、彼が如き我文化の敵、朝憲紊乱を敢てする、新聞紙を膺懲して國家風教の爲に大いに貢献したかつたでありましよう、然しへそれは、「あまり警視廳あたりでいひふらしては爲にならぬ」といわれるこわい叔父さんのにらみ縛こわいから、即ち國家風教の爲に盡されると、警視廳のやうに爲にならぬから、この抗議があつた爲と、社會風教の爲にならざる事をして、彼の爲に忠勤をねきんじられたのであろうと愚考いたします。さぞ苦しかつたであろうと御同情申し上げる、然しながら卿等は國家の檢事判事ではなくして、一個大臣の爲の判事檢事のやうに愚考いたします、お説あらばきかまほし。

第拾壹章 同穴の貉

大正十四年二月二十七日、大阪毎日新聞は左の如き社説を掲載したり。

第一萬五千號

「大阪毎日新聞は本日第一萬五千号に達した、之を歲月にして僅々四十餘年に過ぎず、新聞紙の生命として敢て長きを誇るに足らないが、我新文物制度の古きも、尙五十餘年を出でないのを思へば、我大阪毎日も亦新日本文明の一古参たるを失はぬであろう、是一万五千号を迎へて聊か自祝の意を陳べ我等の敬愛する讀者にその悅を頤たれん事を望む所以である。

吾等は徒に吾等の事業の成長した事を世に示さうとするものではない、けれ共新聞紙の發達が文化の進歩と並行するをすれば、我國に於ける新聞紙の長足の踏歩は是我文化の躍進を語るものでなくて何んであろう、この意味に於いて、我大阪毎日新聞が通信報道の機關に於いて、歐米の優秀なる新聞紙に比べて敢て遜色なく、殊にその發行部數に於いて世界四五の新聞と同列に舉げらる、に至つた事は、之を我國の誇として數ねて差支ないであろう、新聞紙の事業も他の事業と同じく、或は之より以上に慘憺たる經營の苦心を要する、我大阪毎日新聞過去の歴史は實に努力と奮闘そのものであつて、決して順風に帆をあげて來たのではない、しかしてその發育に於いて、生長に於いて、讀者の眷顧に負ふ處大な

るは、吾等の感謝惜かざる所である。

新聞紙の使命は獨り報道通信に止まらない、そこに私に營まる、新聞事業に公共的性質を帶び來たる、即ち新聞紙の報する所、論する所、世の風教に相關し、その影響は直に世道人心に及ぶ、新聞に從事するもの、責務の輕からざるは即此の故である、然しながら吾等は自ら世の指導に任するといふが如き自惚を以てゐない……故に吾等は敢て自ら指導なきに備しない、下界」

尙大阪毎日新聞一万五千号祝典に與むたる。

加藤首相、若槻内相の祝辭左の如し。

加藤 首 相

「新聞界の覇者たる大阪毎日新聞の一萬五千号に達せるを祝す、貴紙が常に公正の論議を以て、輿論を指導し我文化に多大の貢献をなしたる事實は沿く人の知る所なり、將來益々御健闘國家の進運に寄せられん事を祈る」

若 槻 内 相

「我國言論界の雄大阪毎日新聞社、業愈々發展し、本日を以てその一萬五千号の祝典を舉

げらるゝは予の最欣快とする所なり、普通選舉法の實施とともに、今後國運の進展が輿論の源泉たる言論機關の力に俟つこと益々多かる可き事を信す、茲に成典を祝すると共に大いなる期待を以て前途の隆昌を祈る」

聰明なる讀者諸子よ、諸子は前記大毎の社説及び、首相内相の祝辭を読み給ふて如何の感がある。

×

×

×

×

×

×

×

×

大毎「我大阪毎日新聞が通信報道の機關に於いて、歐米の優秀なる新聞紙に比べて敢て遜色なく、殊にその發行部數に於いて世界四五の新聞と同列に舉げられるに至つた事は、之を我國の誇として差支ないであろう」

大阪毎日新聞が通信報道の機關並にその發行部數が、世界四五の新聞と同列に舉げらるる事は眞實であろう、然し、報道通信の機關の設備と、發行部數の夥多によりて、それを以て我國の誇とするか否かは疑問であるが、毎日がその社説に於いて之を論ずるは、はやらぬ芝居は座元がほめる式で之を認めて置からう、然れ共吾人が如何にして見逃さんとするも得べからざる、文章がある、それは左の文章である。

「自ら世の指導に任するといふが如き自惚を以てゐない……故に吾等は敢て指導なきと僭しない」といふ事である。

借問す。

大阪毎日新聞論説記者足下、指導は自惚にして僭越なりや？ 不肖はいさ、か大毎記者とは見解を異にするものなり、指導は實に愛なり、指導は愛の形にあらわれたるものにして愛なくば指導はなし得られず、その長老が若者に對し若者が幼者に對し、將亦知る者が知らざる者に對して教ゆるは、尙ほ負ふた子に教わられて淺瀬を渡る如く、子供に教えられる大人あり、生徒に教えられる教師あり、六十歳にして人に耳を傾くといふ孔子の如く、人はオギアーと生れて棺をおふに至るまで、一日として一時として人の指導を受けずして生活はなし得られざるなり。

我等が智見を博め、業を起し事をなすには一として人の指導を受けざるはなし、故に我等も亦後進の者に懇篤なる指導を怠る可からず、けだし人類は相互の指導によりて向上發展するものなり、指導こそ人倫の大道にして愛の道たるなり。

然るに世には不心得なる者多し、少し人より業のすぐれたるあらば、これに自惚れるものなり。

彼等は指導の本義を解せず、指導が愛にして人倫の大道たるを辨にすして、

いさ、かばかりの指導にも大に自惚れて、澤山の指導料をもボル者あり、學校は子弟の薰陶指導を以て生命とする所なれ共、輕薄なる徒輩は指導の本義を解せずして學校は今や一個の營利商店と異ならざるに至れり、指導によりて利を得んとする者は、指導する事を勿體ぶり、己は大に尊大にかまひるものである、かくする事は指導料を多くせしむるに容易たればなり、彼等は尊き指導の任務を恥しめるものである。

然れ共指導は愛にして人倫の大道たる事を心得てある人々には、指導する事に於いて自惚れるやうな事は絶対にない、あ、誰が恩師の薰陶に對して、自惚れる者よ、僭越なる者よといひ得るか。

指導を自惚るやうな者に祿な奴はあるまい、學校で排斥せられる教師の多くは此の自ボレ黨である、彼等は指導の本義を解せずして指導を恥しめる者である。

然らば大阪毎日の社説の如く、

「自ら世の指導に任するといふが如き自惚を以てゐない……故に我等は敢て指導なきと僭しない」

實に大阪毎日の社説記者は指導の文字を解せざるといふ可きである、指導の中には自本

レとか僭越なぞの意味はあつて然る可きものではない。

あ、大阪毎日社説記者は指導の意味すら解せざるか？

一六〇

世の俗物輩は指導を以て自ボレるものなり、彼大阪毎日の讀者多數は指導を自ボレる俗物黨なるか？若し、しからんには、狡猾なる大阪毎日は營業政策上斯くの如き侯奸なる社説を掲載したるものならんか？

然り／＼大阪毎日の使命が世を指導するのである、いや誠に新聞紙の品位を見て、讀者の品位を察すべしとは宣なるかな。

かくの如き低級なる讀者に媚んとすればこそ、「世の指導に任するといふが如き自ボレは以てゐない……故に吾等は敢て指導なぞと僭しない」と書きたるものなれ、法螺は吹きたし、自慢はしたし、といつて讀者の御機嫌も伺ひたし、掲句の果考についた名文書が、

「世の指導に任するといふが如き自ボレは以てゐない……故に吾等は敢て指導なぞと

僭しない」であろうか？

× × × × × × ×

指導を自惚いで多くの指導料をせしむる者を稱して香具師といふ。

「世の指導に任するといふが如き自惚は以てゐない」といふは、まさしく、我は香具師にあらずといふが如きである。

我は香具師にあらずといふ者に限つて、その實香具師ならざるは無しだ。

ゆらい、香具師なる者は、人を欺すを以て本領とす、然し同じ欺すといつても香具師と詐欺師は自ら異なるものである、余は今茲に香具師と詐欺師の區別を書くの時を持たされど、詐欺に詐欺罪あれ共、香具師に香具師罪なし、故に香具師に欺されるは、欺される者の方が悪いのである、即香具師は所謂紳士の職業である、彼大阪毎日の慈善團の如き、若しくは彼の大懸賞の如きは香具師の香具師たる所以を、最露骨に之を表現したものといひつ可きであるまいか？

實に大阪毎日新聞はその社説に於いて論するが如く、世の指導に任じないといふのである、然らば何を以つて使命とするか、曰、それは世の煽動を以て使命とするのである、そ

れは、暗殺を大和魂の華と教へたり、首相を殺す氣が今もあると報道したり、善人に反対せらるゝ者即悪人、悪人に排斥せらるゝ者即善人等の社説に見て明々白々なり。

即彼は煽動を以てその使命とし。

香具師を以てその職業とす。

若しそれ指導が自惚なりとすれば世の道しるべはあげて自惚ならざるはなしか。

首相、内相、の説辭の如き、今更批判の價値なし、なんとなれば、彼等は同穴の貉たればなり、若し首相内相にして恥を知り給ふならば速に面を洗つて穴より出で給ひぞかし。

第拾貳章 帝國官僚諸氏にあたふる公開狀

蹇々匪躬の節をならはさんとして、身命を國家に奉する、官僚諸氏よ、不肖謹しんで卿等に告ぐ、ねがはくは端的なる言葉を用ふる事を許されよ。

首相秘書官松本忠雄氏が急據警視廳に至り、

「あんまり警視廳あたりでいひふらすと爲にならぬから、僕は今日警視廳へ抗議を申込に來たのだ」と新聞記者に語りし言葉は實に奇々怪々である。

そもそもこれには二様の解釋がある、即ち第一の解釋は、

警視廳自ら社會國家の爲にならぬ事をいひふらした、即ち警視廳は流言蜚語の出所たる事を首相秘書官自ら天下に言明したるなり。

第二の解釋は、

警視廳は決して國家の爲にならぬやうな事をいひふらさなかつた、それは正直に事の真相を發表せんとしたのである、乃内閣は大に狼狽して首相秘書官を急據警視廳に遣はし、「沈黙せよ」と、そんな事を發表しては、内閣が大變だ、だまれーと抗議を申込まれたのである、然しながら新聞記者に向つては、せついんのまんじゆう然と、

「犯人は數日前首相宛に脅迫状を送つた事がある、僕もそれを見た、然し大した問題ではないと思ふし、あんまり警視廳あたりで言ひ觸らすと爲にならぬから、僕は今警視廳に抗議を申込に行つたのだ」と、さながら警視廳が流言蜚語をするので、その抗議に行つたのだと恥も外聞も忘れた胡麻化しを、新聞記者に語つたものである。

内閣から抗議を受けた警視廳

不肖の大坂毎日新聞社告訴事件に對する檢事局、裁判所の態度は既に異曲を盡して記述したり、余は大阪地方裁判所檢事局諸氏の、國事に盡されるの勞苦は之を多とするものなり。

然れ共、暗殺を大和精神の華と教わたり、首相を殺す氣が今もあると報道したり、悪人
に反対せらるゝ者即善人、善人に排斥せらるゝ者即惡人等の毒筆を揮つて國家社會を紊す
所の新聞社の爲に……新聞社の爲と申さば、檢事局はくすぐつたく思は
れるかはしらないが、余の告訴事件に對する檢事局の態度より推して考察するならば、眞
に讀者諸子は嘔吐を催はさる可し、然しながら大阪地方裁判所檢事局はかくの如き、惡人
共を擁護せらるならんかと思ふに決してしからず、實に大阪地方裁判所檢事局の諸氏は、

夜となく、晝となく、日曜もなく、祭日もなく、ひたすら國家の爲に重きを以て任じられる人々のみである、之は余が讃辞ではない、檢事御自身のお言葉である、故に大阪地方裁判所檢事局は余の告訴事件に基いて、彼等の如き悪人共を根こそぎ膺懲したかつたであろう、私は想像する、なんとなれば大阪地方裁判所檢事局の、人々は國法の前に畏怖する人々ばかりであるからである、決して國法を玩弄せられるやうな人は一人もないからである。

然にかかる余儀司法官に向つては一言也問はず なんざなれば
警視廳に抗議を申込んだ内閣は、

事局としては、悪人共と和解せよなどといふ可き理なきが故である。

嗚呼大阪地方裁判所檢事局の人々よ、卿等は眞に國法に向つて忠信なる人々である。あ、内閣から抗議を申込まれて、己のが良心に向つて背かざる可からざる破目に陥いられたる、卿等の苦衷察するにあまりある。

X

X

X

X

X

X

X

警視廳に抗議を申込だ事は首相秘書官自ら言明の通りであるが、大阪地方裁判所檢事局に對して、内閣より抗議のありしや否やは余は何處よりも聞かぬ。

然れ共、人は平素の素行が大切である、一度惡事をすれば、社會の容疑は深くなる、此の点に就いては、警視廳や檢事局の人々は余と同感であろう。

内閣が檢事局に抗議を申込だか否かは、余が彼にかかる容疑である。

余が此の容疑を立證する爲に、首相内相の言辭を引用す。（大阪毎日新聞一萬五千号祝典

に與わたる首相、内相祝辭参照一七六頁）

首相は大阪毎日新聞に向つて

「新聞界の霸者たる、大阪毎日新聞の一萬五千号に達せるを祝す、貴紙が常に公正の論

議を以て輿論を指導し我文化に多大の貢献をなしたる事實は沿く人の知る所なり、將來益々御建闢國家の進運に寄せられん事を祈る」

又若槻内相は、

「我國言論界の雄大阪毎日新聞社、業愈發展し、本日を以てその一萬五千号の祝典を挙げらるゝは、予の最欣快とする所なり、普通選舉法の實施とともに、今後國運の進展が輿論の源泉たる言論機關の力に俟つ事益々多かる可き事を信す、茲に盛典を祝すると共に大いなる期待を以て前途の隆昌を祈る」

聰明なる官僚諸氏よ。

煽動を以てその使命とし、

香具師を以てその職業とする、大阪毎日新聞をかくの如く稱讚するは全く、加藤内閣が、煽動内閣香具師内閣たる事を自ら立證したるものである、既に彼等は香具師である、尊嚴なる國法を玩弄し、刑事政策の名の許に秕政を行ふは、彼等の常套手段である。

神聖なる檢事局によからざる抗議を申込んで、あたら忠良なる臣民に對して、司法權の獨立をして疑はしむるの罪惡を犯さしむるものである、あ、人民の名に於いて詛ふ可き加

南風が吹いてゐると思つて卿等は南風の手當をしてゐる、上司は卿等に向つて、否これは北風だといへば卿等は餘儀なく上司の北風に従ふか？
東風が吹いてゐると思つて卿等は東風の手當をすれば、上司は卿等に向つて、否これは西風であるといへば、卿等は餘儀なく、上司の西風に従ふか？、上司の命令に服従するはとして、卿等が正しき道を進まむとすれば、卿等は忽ちその職を去らねば能わざるの苦境にあるを如何せんか？

小學校修身教科書我等に教ふ。

或吳服商店に正直なる少僧あり、店主は不正直なるよからぬ者なり、つとに少僧に命じて此の商店の少僧は正直なり、如何に主人の嚴命なりと雖も、疵ある反物を疵なしと詐稱しこまかして、來客に賣るにしのびず、年少可憐なる少年は、主人の命に従わんとすれば

己が良心にそむき、己が良心に従はんとすれば主人の命にそむく、如何せばよからむや
と、此の大問題に逢着して懊々として苦しめり……或日婦人の來客あり、反物を買
はむとして、次から次へよき縞柄を撰めり、最後に婦人が、此の反物をと、遂に購入する
事に定めぬ！、あ、此の反物こそ疵ある反物にてありしなれ、少僧愕然として驚きぬ！
後の帳場にはこわき主人の眼光り、前には疵あろうともつゝしらぬ婦人は遂に、その反
物を己が風呂敷につ、まむとぞなしたりぬ、可憐なる少僧の良心は忽ち閃きぬ、奥様！、
奥様！、一寸その反物をお見せ下さ、い、少僧はその反物を婦人の手より取りて、その中
を改めて、その反物に疵ある事を示しぬ。

× × × × ×

その夜、主人の叱責は厳びしく少僧に及びぬ。

「汝が如き阿呆正直者を此の店に置いてゐては、店の爲にならぬ、今晚かぎりいとまをや
るから出て行け！」

少僧は、深夜泣く、その家を去らなければならなかつた。

× × × ×

×

×

×

一九

×

主人の命にはそむいたが、正義に忠實であつた、彼の小僧は、遂に己が正直の爲に主人の家から追出されるのであつた。

あゝ、此の可憐の小僧は／＼そもそも何人であるか？

「ソクラテスとは別人にあらず、彼は普通希臘人が人間普通の眞理と知りし事を信じて實行せし人のみ、猶太國の豫言者とは別に特種の祕密を包藏せし人にあらず、彼等は何れの猶太人も暗誦し居りし十誠を信じ、自ら之を實行し、又民に實行せしめんと勉めしのみ、ウラシトンなり、クロムウエルなり、ルーテなり、ウエスレーなり、彼等の偉大なりし最大理由は、彼等が眞面白に普通の道理を信せしにあり」（内村鑑三先生著求安錄一二七頁）

「……官僚も政黨も悉く皆擧げて國家の名に於いて、私を成し利を漁る者である、極端なる利己主義に墮して奉公の念ある者など一人もない、中畧、彼等こそ、利己主義、個人主義の帳本人、病毒の源泉である……此の批評を聞きて正直に怒る者が、一人でもあつたらお目にかゝりたい者である。下畧」

上杉先生の批評は誠に酷なるが如くなれ共、上司より、實を狂げて虚を行えと命ぜられて、易々諾々、之を行ふならば、即、前記の松本秘書官の言を聽くなれば、即警視廳は、主人の詐欺の命に服従して疵ある反物をこまかして賣りつけるやうな、或意味に於いて機敏な小僧である、こんな小僧に限つて主人の覺に目出度、年末賞與はウンとありつけるけれど、社會の爲には甚だよからぬ者なり。

官僚にして昇進を速にせんと欲すれば、上司の命こしあらば、易々諾々、オーライ、と來なければならぬ、然しそんな奴の前途は見透ひてゐる、警部か警視か警察部長か知事か登り登つた所が伴食大臣が關の山である。

余は警視廳に於ける松本秘書官の言とそれに伴ふ所の實際と、大阪地方裁判所檢事局の余の告訴事件に對する態度、並に、大阪毎日新聞一萬五千号に與えたる、首相、内相の祝辭を根據として、之を考ふるならば、上杉先生の教を至言とするものである。

「已も官僚だと、蒼白になられたる平田檢事の如き人我國に幾人かある」

あゝ、我國の官僚に、アラハムリンコルンの如き小僧一人も無きを如何せん。

余は謹んで、我が官僚諸氏に與ふ。

加藤内閣の治下に於いて、職を奉せらるゝならば、諸氏は、終生實を狂げて虚を行ふの人

間として一生を終らなければならぬ。

人あるひは問はむ、加藤内閣はそいつまでも續くものではない、今や將に崩壊せんとしてゐるではないか？

然り、加藤内閣は永久に續くものではない、然し加藤内閣に更はる何者があるか、政友會？ 本黨？

政友會内閣となるとも、加藤内閣より惡しかるとも決して善かる可き道理はない、本黨内閣であるならば更に更に然りである、今日の我國の政黨に於いて最も素質の善かる可きはまだしも憲政會内閣たる事に衆口一致すべし。

然らば内閣更迭するとも、諸氏は永久に、太い者には呑れ、長い者にはまかれて、眞に自我的人生を送る能はざるに至らむ、然らば之獨り加藤内閣のみの罪にあらずして、今日、社會の病患なり、即ち社會にして改造せられずんば如何に、内閣の更迭あるとも、諸氏は永久に浮び出づるの時こそとては無からめ。

然らば今日の社會を如何に改造するかが、

社會革命の核心は、各自にデモ文化生活を送らしむるにあらずして、各自にそれ／＼自我的生活を送らしむる事を根本要素とせなければならぬ。

自我の生活をもどめて、ある者は無政府主義に走り、或者は共產主義に隨する、然れ共被等は、自我に至らむとして、沒自我に沈湎しつゝあるを如何せむ、畢竟彼等は大いなるものを忘れたり、即被等は精神を忘れたり、我等にして精神的根本的改造なくんば、社會は決して改造せらる可き者にあらず、革命とは天秤棒の上下をいふにあらず。

革は改むるにして、命は生命なり、生命は即精神にして、革命は精神の改造を根本要素とす、若しそれ革命と精神の改造を抜きにすれば、結局革命は天秤棒の上下と等しく、人類の爲には決して福幸をもたらすものにあらず。

人類が自我的生活を送るには、人類が正義に覺醒せなければならぬ、曰、如何に覺醒すべきか。

一権利義務の本質を悟らなければならぬ、即権利義務は共に、眞善美に至るの道にして、善なるものなり、善ならざる義務とても無ければ、善ならざる權利ともない、然しながら義務なる善は権利なる善に至るの道にして、義務とは畢竟人間を善に至らしむるの道なり。

小僧は主人の命に服従すべき義務ありと雖も、疵ある反物を欺きて賣れよとの、主人の命に服すべき義務はなし、畢竟かくの如きは義務にあらざるなり。

債權者は債務者より支拂を受く可き権利を有すと雖も、債務者に餓を與にてまでも之を取立つ可き権利なし、よし法律は之を認むるども、道徳は之を認めず、渴しても盜泉のがすいてもひもじくない、といふ勿れ、腹がすけばよろしく人の家に至りてお茶を乞ふ可し、腹金殿玉樓公子の前、貧苦櫻露勞者疲る、は之國家の責任なり、之が長じて天秤棒式の革命に至るもの。その責任は金殿玉樓公子に在り。

今日の法律的権利義務觀念は、甚だしく人類を侮辱したるものなり。

二権利義務の本質を自覺したる人には、
納稅、兵役、教育が三大権利にして、

労働、相互扶助、選舉が三大義務なる事を知り給ふならむ。

三茲に於いて始めて、國家革新の基礎は定まる。

即納稅を權利とする、

愛の租稅を納むる事。

四選舉を義務とする所の眞選舉法。

五権利は即眞善美にして善なり、天皇の大權は大眞、大善、大美なり、天皇の大權を信す

るならば、我國に前科者のあるは誠に不思議とすべきなり、若し我國に前科者ありとすれば、惡事をして未だ世に曝露せざる者、若しくは刑事政策の美名のもとにかくれた者なり、極端なる批評かわ知らないが、我國の過去の有權者は全部皆あげて前科者の感がある。

天皇の聖名に於いてする、判事の判決を受けたる者は、その判決によりて、その罪は赦されたるなり、罪懲は罰を生む、懲悔或は罪を防ぐ可けんも、改悛は決して罪を赦すものにあらず、赦されざれば罪を免る能わず。

御製にのたまふ

罪あらば我を咎よ天津神

民はわがみの生みし子なれば

あ、この信仰ある者にして革新の大業は成就し得られるなり。

我が敬愛なる官僚諸氏よ、誤りたる法律的の権利義務觀念を大々的に擺脱して、我が

愛の租稅と、眞選舉法に依つて眞日本帝國の基礎を築かうではないか。

今日の強制執行約稅法と普通選舉は、國民をして神經衰弱に陥らしむる大々的陷穿である。

煽動的な、媚俗的な、小人輩の學者、政治家にしてやられる、あわれなる哉民衆よ、卿等の前に設けられたる、陥穿ともしらずに、普選の美酒に酔ひつぶれて、ぱつさり足をすべらしたが最後、諸子は復立つ事は餘程の難事であるぞよ。

然れ共、よし陥穿とはいふものの、普選は既に兩院の協賛を経て、今將に國法たらんとしつゝある。我等は國法の許に置かれたる者である、故に我等は普選に従わなければならぬ。

余は茲に大聲叱呼、天下に呼號して更に選舉法の大改正を提議する、即眞選舉法であるに對する眞選舉法の戰鬪なり。

加藤内閣を向ふに廻し、彼の足輕輩たる東京日日新聞、大阪毎日新聞を木葉微塵に打ち砕き、孤軍よく今日まで善戦を續け來たる事は、諸氏に於いても壯としてもはなればならぬ。

戰鬪將にたけなはなり。

一、暗殺を日本精神の華とする者。

二、煽動と媚をもつて私服を肥やすむとする者。

三、上司の命をしあらば、不義なる命と雖も易々諾々として之を奉じ、以て己のが榮達の速ならむ事をこひねがふ者。

四、普選の美酒に酔ひ、罪惡の乱舞場に狂態痴態の限を盡さむとする者。

五、不義を樂む者。

以上の者共は大同團結して、加藤内閣の陳營に馳せ參すべし。

一、暗殺を我國の辭書より抹殺せんとする者。

二、暴力を一生一度使用せんとする者。

三、納稅、兵役、教育を三大權利とし、勞働、相互扶助、選舉を三大義務とする者。

四、愛の租稅と眞選舉法によりて、國を治めむとする者。

五、正義を樂む者。

彼等は皆我が眞日本主義の陣營に來たれ。

我が敬愛なる帝國の官僚諸氏以て如何となすか？

この公開狀豈獨り我官僚諸氏に與ふるのみならんや。

卷頭の一詩、更に繰り返して諸氏に呈せん。

一九

普選拾年籠精衷

授受黃白射雌雄

獨克制內閣死命

立憲道何日乎通

官僚諸氏よ、くよく懊惱する勿れ、歴史は大劇作として味ふ可く地球は大花園として、眺む可し。

大地に四股を踏み、宇宙高く天に翳して大芝居をうつは之を以て男子の本領とせずや。日本大革新劇の主要人物乃懶々登場せんとす、拍手以て之を迎ねずや。

戰鬪記終

大正十四年十二月二十日印刷

戰鬪記奥附

正價金五拾錢

著者 藤本芳太郎

兵庫縣神崎郡川邊村淺野三十六番地

發行所 真日本社

兵庫縣加西郡北條町北條千四十二番地

印刷人 高井幹

二

製復許不

發行所

兵庫縣神崎郡川邊村淺野

真 日 本 社

齊東野語卷之三十五

三

精衷……トアル
(十三年五月五日)

正清衷

九貢
茶象

誤

毒 感

臺象
正

毒徵

(十三年五月五日
人想蛇眞日本主義とは
人の猛烈喝采の爲めに
五十五歳の想宛三首
我を罪せよ
納るな
検事殿の
二十五萬

(十三年八月廿八
清東
六首相宛
五十六歳
われを咎めよ
低級懲懃なる
檢事殿
二千五百萬
眞日本主義には
熱蛇の美烈蝎

九百四十七二三一三一三一六四一五三一四〇一六二一五三一七六一六七

大阪の他の新聞の發行部數と記事なあ！志感

象臺思記事だなあ！大阪の他の新聞紙の總發行部數甲曰乙曰加藤内閣と鞘あるの堂々たる應接室にえ僕余輩等の

大正十四年十二月二十日印刷

戰鬪記與附

正價金五拾錢

不許復製

著者　藤本芳太郎
兵庫縣神崎郡川邊村淺野三十六番地
發行所　眞日本社
兵庫縣加西郡北條町北條千四十二番地
印刷人　高井幹二

發行所

兵庫縣神崎郡
川邊村淺野

真

四

本

社

誤

精衷ミートアルハ
(十三年月五日)

三十五歲
首想宛
我を罪せよ
低感納
檢事殿の
二十五萬
人美烈喝
眞日本主義とは

正

清
(十三年八月廿八日)

五十六歲
首相宛
われを咎めよ
低感納
檢事殿の
二千五百萬
心美烈喝
眞日本主義には

裏
日

誤

大阪の他の新聞
の發行部數と
甲日乙日
記事なあ
象思茶
己撲應接
ある堂々たる
加藤内閣に
の志毒懲

象思臺
甲日乙日
紙の總發行部數
大阪の他の新聞
記事だなあ
僕加藤内閣と
あの堂々たる
應接室に
余輩等の
え

終

